

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月12日

佐賀県公安委員会委員長 諸 隈 博 子

佐賀県公安委員会規則第11号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（軽車両の乗車又は積載の制限）</p> <p>第9条 軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア)～(カ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>（軽車両の乗車又は積載の制限）</p> <p>第9条 軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア)～(カ) 略</p> <p><u>(キ) タンデム車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダルが縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させるとき。</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>

附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。